

文教福祉常任委員会

平成17年11月22日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

請願第1号 「(株)エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明かにする」ことを求める請願

出席委員（15名）

委員長	木内 欽市	副委員長	佐藤 芳民
委員	松木 源太郎	委員	蔵佐原 滋之
委員	江波戸 邦夫	委員	林 一雄
委員	明智 忠直	委員	浪川 光平
委員	柴田 徹也	委員	安藤 政平
委員	滑川 公英	委員	景山 岩三郎
委員	向後 悦世	委員	林 七巳
委員	角崎 浩一		

欠席委員（3名）

委員	相澤 多喜壽	委員	宮内 真二
委員	石毛 昭夫		

委員外出席者（4名）

副議長	嶋田 茂樹	議員	阿部 一成
議員	小倉 輝行	議員	高木 寛

説明のため出席した者（30名）

教育長	米本 弥栄子	環境課長	堀川 茂博
-----	--------	------	-------

保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	林 久 男	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	在 田 豊	学校教育課長	多 田 清 司
生涯学習課長	神 原 房 雄		
その他担当 職	21名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 笹 浩 一		

開会 午前10時00分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

本日はお忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席委員は15名、委員会は成立いたしました。

なお本日、石毛昭夫議員、宮内真二議員、相澤多喜壽議員より欠席の届けが出てございます。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田副議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆様方には大変ご苦勞さまでございます。

本日は、付託議案として1議案を、また閉会中の継続審議としておりました請願1件について審査していただくこととなりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。

ご苦勞さまでございます。

○委員長（木内欽市） どうもありがとうございました。

続いて、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥榮子） おはようございます。

暑さで汗を流しておりましたときから急転直下、本当に寒くなりまして、委員の皆様方もいろいろご健康の方も大切にしていきたいと思えます。

本日は、ただいま副議長からありましたように、議案第38号その他のご協議の方、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（木内欽市） どうもありがとうございました。

本日、阿部一成議員、小倉輝行議員、高木寛議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

議案説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

議案第38号については、環境課長は説明をしてください。

○環境課長（堀川茂博） 本会議の方で説明いたしましたので、補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

○委員（松木源太郎） 東総衛生組合の規約改正で、別にこの中身そのものについては、合併に伴って八日市場市と野栄町がなくなって匝瑳市になるということですから、そのとおりでありますけれども、これに関連して2点ほどお聞きします。

東総衛生組合の構成団体であります光町におかれましては、横芝町と合併する予定になっております。聞くとおきによりますと、八日市場外三町環境組合からは、光町が抜けるということが決まったようでありますし、また今回には直接関係ありませんが、本会議でのご回答の中でも、東総広域市町村圏組合そのもので入っている多古町も、この環境衛生組合から抜けるような話もありますので、関連した一部事務組合の構成がどのように将来、19年度か18年度に向けてなるかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

3月の末までに横芝町、光町は合併すると思っておりますので、今出さなくても間に合うということなんでしょうけれども、そこら辺のところをよろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） ただいまの松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、光町の件につきましてですけれども、光町につきましては、議員さんがおっしゃいましたように、3月いっぱいでは今度は横芝町と合併して山武市の方に行くということで、ただ、規約等につきましては、現時点では光町の方からは申し入れがございません。ただ、現実的には山武市の方に行くという意向ですので、将来的には東総衛生組合の方からは離脱ということになろうかと思っております。

ただ、ご存じのように、光町には特に合併浄化槽の汚泥処理をする光分場施設がございますので、そちらの関係も当然これから協議しなければならないということになりますけれ

ども、本規約の改正につきましては、先ほど言いましたように、光町の方からまだ正式な申し入れをもらっていないということであれば、当然あると思いますけれども、3月ということになるかと思います。

それから、もう1点ですけれども、お尋ねの件につきましては、広域ごみ処理の関係だと思いますけれども、そちらにつきましては、やはり松木議員がおっしゃいましたように、光町と多古町が離脱ということで、多古町につきましては香取市の方へ、それから光町につきましてはやはり山武市の方ということで、将来的にはそちらの方は銚子市と旭市と匝瑳市ということになるかと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私が光町の議員から聞いている話では、ごみの処理については八日市場外三町から抜けるという、つまり多古町と光町が抜けて匝瑳市で今の事務組合を引き継ぐということになるらしいけれども、衛生組合についてはどうしても抜けられないと。処理場を持っているので抜けられないということのようなんです。

そうすると、もう年明けには合併するわけですから、そういうことが衛生事務組合の中でどの程度煮詰まっているのかということは、構成団体である新旭市にも応分の情報が、相談があってもいいと思うんですよ。つまり、光町と新旭市にしか衛生組合の処理場はないわけですからね。

それで、今、課長がお話しになったように、浄化槽汚泥の主体は光町で、それから生し尿については主に旭市の処理場でやっているという、衛生組合の今の機構、それから処理の状況から見たらば、この提案する事前に、そういうことについてきちっと衛生組合でもって協議されて出されるべきものではないかと私は考えますけれども、そこら辺のところは事務的にどうなっているんでしょうか。

○委員長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 先ほど申し上げましたように、当事者の光町の方からは正式にないというお話をいたしましたけれども、内部的には現在、来年度の負担金等について協議をしている段階で、事務レベルでは光町が、将来的には先ほど言いましたように、山武市という方向があるようですけれども、光分場もありますので、現時点においては事務屋段階では全く正式な話はございません。

それも、議員さんのおっしゃるように、ちょっとおかしいんじゃないかということも言え

るんですけれども、この件につきましては、私どもの方から申し入れる話ではありませんので、光町の動向を見ながら協議をしていきたいというふうに、事務屋段階では思っております。

したがって、今回の議案につきましては、あくまでも匝瑳市だけということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第38号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより、討論を省略して議案の採決を行います。

議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） それでは、社会福祉課から1点報告させていただきます。

お手元に資料があると思いますので、その資料により報告させていただきます。

旭市社会福祉協議会より寄附採納がございましたので、報告させていただきます。

寄附の物件といたしましては、資料の2枚目に配置図、3枚目に平面図とございまして、これは飯岡保健福祉センターの配置図と平面図でございます。ここを社会福祉協議会が現在デイサービスとして使用しているんですが、ここに増築いたしまして、鉄骨造りの平屋建て67.6平米と修景施設、3枚目の平面図を見ていただくとマーカーで色塗りをしてございますけれども、修景施設14.18平米、工事費2,100万円相当でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ただいまの課長の報告に対して何かご意見ございますか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 資料が突然きょう来たら見ましたので、ちょっとお聞きしたいんですけども、この建物と修景施設である庭につきましては、どういう経過で造られたものなんでしょうか。

旧飯岡町社会福祉協議会の財産であったということだと思うんですけども、この図面だけでは建物そのもののあれがよく分からないのですが、2枚目の設計図、健康福祉センターデイ・サービスルーム増築工事、日野設計さんの平面図がございましてけれども、これは飯岡保健福祉センターの2枚目のどの部分になるんですか。入り口がこれでは分からない。それが1点。

それからもう一つは、旧飯岡町の建物に直接これで見るとくっついている形で建物があるように見えるんですけども、これはどういうような経過でもってこういうものが社会福祉協議会で造られたのかということですね。

それから、地方公共団体の建物については一般的に保存登記はされておられませんけれども、福祉法人の場合には、第三者への対抗的な措置として保存登記がされておりますけれども、そういう保存登記などがされている建物なんでしょうか。そこのところ3点お願いいたします。

○委員長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） まず、場所ですけれども、飯岡の保健福祉センター正面から入りまして、左側に社会福祉協議会の事務室がございまして、そこから北に進みましたところにデイ・サービスルームがございまして、この3枚目の図面でいきますと、ボランティアルームとレクリエーションルームとなっておりますが、この部分がデイ・サービスルームとして従前使用されておりました。

それで、1枚目に戻りますけれども、配置図に戻りますけれども、ここにマーカーをしておりますが、このちょうど右側がデイ・サービスルームとして従前使用されておまして、ちょうどこの角地を社協さんの方で増築いたしまして市の方に寄附ということになりました。保存登記は……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（林 久男） では、後で全体図的なものでお示したいと思います。

それから、この経緯でございまして、平成8年度に旧飯岡町さんの方で老人サービス事業、旧飯岡町の社会福祉協議会の方に委託したことから始まりまして、平成12年度の介護保険制度の移行に伴いまして、利用者が増加いたしましたので手狭になったということで、平成17年3月1日に旧飯岡町社協さんの理事会承認委員会で、その部分の増築部分をしましょうというようなことが承認されまして、この4月に旧飯岡町さんの方に寄附の採納を提出し、旧飯岡町さんの方で承諾を受けまして、4月に工事に着手いたしまして、8月末をもちまして終了となりました。

社協さんもこの7月11日で新社協になりまして、また新市に7月1日ということで合併いたしましたので、新旭市福祉協議会からの理事会承認委員会の再度承認を得まして、旭市への今回の寄附に至った経過でございまして。

○委員長（木内欽市） ほかにお聞きしたいことがございますでしょうか。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（林 久男） 失礼しました。登記はされておられません。

○委員長（木内欽市） ほかに所管事項の報告はございませんか。

特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（木内欽市） 次に、請願1件の審査を行います。

環境課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○副委員長（佐藤芳民） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第1回定例会において閉会中の継続審査と決しておりました、請願第1号「(株) 株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願について審査を行います。

それでは、審査をお願いします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 第1回定例会に出されて、この間現地の視察などをしてまいりましたが、この産業廃棄物処分場の問題は、旧海上町時代から町民に大変関心が高く、ご存じのように、県内初めての住民投票をして皆さん方が圧倒的な反対をしたわけです。

こういう中で、ご存じのように県が不許可にしたものを当時の厚生省が許可を出して、工事の着手がされてしまったわけです。現在地元の住民の方々を含めて、この許可処分の取り消しを求める裁判なども継続しておりますし、今回合併した1市3町の中でも、特徴的に現在の国の産業廃棄物政策そのものに対する住民の声、この海上町で決議された決議案に出ていると思うんです。

そういう面で、現地を見て、改めてこの地域の環境がとてもいいところでありまして、ここに管理型の最終処分場ができるということは、新旭市においても当然許されることではないと思いますので、ぜひご採択いただきまして決議をして、県・国並びに報道機関等にこの新旭市議会の意向をぜひ発表していただきたい、このように私は思いますので、皆さん方でご協議いただきたいと思います。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにありませんか。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 本請願についての思いは、ただいまの松木委員の方から申し上げまし

たのと全く私は同じ考え方を持っております。

ただ、この後段に、この反対運動を県民世論に訴えるということになっております。具体的な方法がある程度ここで話し合っていないと、ただ単に知事に反対の決議を上げたとか、あるいは銚子の記者クラブへ行って、こういう事情だということをお話をする。いろいろ方法はあるかと思えますけれども、やはりここで決議したことが、広く県民の中になるほどなというような伝わり方をしないと、せっかくの決議の意味がぼけてくるんじゃないかなというように思いますので、その辺も意見がありましたら、より多くの委員の皆さんから意見を出していただいて、取りまとめをお願いしたいなと思えます。

以上でございます。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

今、松木委員、江波戸委員から、採択してさらにその方法をという意見も出ていますけれども、それに。

蔵佐原委員。

○委員（昂佐原滋之） 私の意見を述べさせていただきますけれども、とにかく旧海上町が抱えてきたいわゆる負の財産であろうと思えますし、町民全体があれだけの高い率で反対を唱えられた、決定をされた、そのことが国や県の姿勢の中でどうも貫かれていかないということで、新旭市の議会がこれを採択して運動を展開することに支援というか、その姿勢を示すということであろうと思えますけれども、私もこれについては採択すべきものであって、そういう方向で力を与えていくということが賢明な正しい方向であろうとは思いません。

しかし、今私どもがどうしても、国や県の行き方について取り上げられてきた過去のいろいろな騒動の中で、住民の力がどうも通じないというところにぎりぎりのジレンマみたいなものを感じているわけですが、やはり新市のパワーをもって、このことが住民の意思の発露であるということは何らかの形で示すべきだろうというふうに考えます。

まとめませんが、私は、常に住民の代表である議会が、その代表であることの真意を適切な形で示すことが、我々に課せられた姿勢であろうというふうに思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにありませんか。

浪川委員。

○委員（浪川光平） 何人かの方が、これについては大変なことであるというような意向でござ

ございました。私自身もそうであるなというふうに考えます。

江波戸委員の方から、さあ、これからどうしようかというような方法が問いかけられましたけれども、裏ページの請願項目を見ますと、2項目出ています。

1点目は、議会決議を上げることというふうに出ております。これは賛否をとればこれでよろしいと。

2点目、決議を報道機関に知らせ云々と書いてありますが、県民の前に明かにする。つまり、報道機関に知らせて産廃処分場反対の立場を県民の前に明らかにすると、これが方法論ではなかろうかなと思います。

そうしますと、請願のそれ以上のことを突っ込みますと、旭市議会がやらなければならないということは十分承知ですけれども、請願の趣旨からいったら、この二つで取りあえずいいんではなかろうかなというふうに思います。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 請願の今、浪川委員のおっしゃったとおりだと思うんですけども、私ども、今の70名の議員の任期は来月末までということになっております。それで12月には新しい26名の議員が選ばれるわけですけれども、こういうことを私たち任特例の中できちっと議決しておけば、次の新しい形での議会の方々が、どういうふうにするかという実際のことは取り扱っていただけるんじゃないかと思うんです。

それは例えば、今私たちが、このことでもって新旭市の大事なことから議会の特別委員会をつくって今までの経過をやっていこうなんて言っても、任期が来月末までですからできないわけですけれども、ここで議決しておけば、この精神を議員さん方が受け継いでくれる方が多ければ、そういうことで新旭市の議会で合併以前の旧町の問題であるけれども、新旭市全体の問題の一つとして調査その他が始まるということに私はなると思うんです。

今まで海上町の町議会がどういうふうにかじ取りしてきたかということは私は定かではございませんけれども、そういうこともできるし、今、江波戸委員がおっしゃった中身というのも、じゃ、議会はどうするんだ、これだけ決議を上げただけで済まないだろうと。私もそうだと思いますから、そういうことを当然含んでいると思うんですけども、やはり最後の定例会できちっとこういう議決をしておくということは、とても大事だと思います。

今後、今争われている裁判等でどんな結果が出るかということも、当然新しい議会の議員さん方は関心を持つだろうし、その中での議会としての対応というものを検討されると思

いますので、今採択するという事はとても大事な事だと私は思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 一番大切なことは、海上議会として非常に申し訳ないんですが、やはり任期はあと1か月で終わりでございます。

そういうことで、一番大切なことは、責任転嫁のような話で申し訳ないんですが、新しく生まれた26人の議会にこの問題に真摯に取り組んでもらって、やはり反対運動をぜひお願いしたいなということが大切だと思うんです。

こちらの運動が長期化していくと苦しいですけれども、恐らく会社も資金面で相当苦しいんじゃないかなと。ですから、工事がとんざしていると思うんです。

そういうことで、許可は確かに出ておりますけれども、恐らく会社としても、いろいろな困難な場面に直面していくんじゃないかなと。そのときにこちらに反対する母体がなければ、やはり彼らの息の根を止めることができないんじゃないかなというふうに思っております。

まず、請願項目の中の1にございます。これらを精力的にできるだけ多くの県民に知らせると同時に、今までの運動の継続を新しい議会の皆様に大変でもお願いしたいと思います。干潟の問題も恐らく撤退したからとってのんきに構えていたら、またいつかこの種の問題というのは、海上の問題は10年にして芽が出てきたんですから、恐らく干潟の問題も何年かしたら芽が出てくるような不安を私は持っております。

ですから、そういうことでぜひこの運動を新しい議会に引き継いでやっていっていただきたいなということを個人的には思っております。

以上でございます。

○副委員長（佐藤芳民） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今、先輩の皆さん方からお話がありましたが、一つここでみんなにもう1回考えてもらわなければならないのは、この海上の産廃の最終処分場というものが、海上以外の1市2町で果たして市民・町民の認識がどのくらいあるのかなという部分もあるわけでありまして、市民の声を盛り上げるということで県民にアピールするというようなことであれば、地元の1市3町、新旭市のみんながそれに対するのは危険だと、駄目だと、そういうような感じ方をつくっていかなければならないのかなと、そういうことも思いま

すし、そういう部分で我々議会としてはどういうことができるのかなということも併せて考えていかなければならないと思いますが、その辺ももう少し検討していったらなど、そんなように思います。

当然今、新市の議会の選挙がありますし、そういった部分でのPR活動、啓蒙活動、危険な海上の最終処分場はだめだと、撤退してもらいたいというようなことも我々は訴えながら、そういう部分でも働きかけをして、請願項目の1は当然やるべきことをやるというようなことでありますけれども、2番目の問題についても、これからの新市の議会議員もやらなければなりませんけれども、今置かれている議員の人にもそれだけの責任があると思いますので、いろいろな面でできる範囲、1市3町の新旭市の市民に理解していただくということをこれからやっていきたいと思っておりますけれども、そのようなこともひとつ考えていただければと、こんなように思います。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 今、江波戸委員、明智委員からいろいろな話が出ましたけれども、私も、やはりこれは住民の方の要望に沿うように必ずこれに反対して、採択をお願いしていくのが当然だと思っております。

けれども、また第二のこういったことが起こらないとも限りません。それには、私はやはりこの前申し上げましたけれども、地権者の方によほど気をつけてもらわないと、事の発端はそれでございますので、そういったことも十分に地権者に分かってもらって、そのことがこういった行政だとかいろいろな方、周囲に迷惑をかけることでありますので、そういったことも、ぜひ私は住民の方にとことん分かっていただきたいと思うわけで、二度とこういった場所にならないように。まして、海上町、飯岡町、干潟町さんにはそういった地形的なところがございますので、よほど注意をしていただきたいと思うのが私の本音でございます。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○副委員長（佐藤芳民） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

請願の採決

○副委員長（佐藤芳民） これより討論を省略して採決を行います。

なお、現体制での議会としては、これが最後の定例会となりますので、採決をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

請願第1号 株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることを求める請願について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（佐藤芳民） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（佐藤芳民） ご異議ないようでございますので、委員長報告は副委員長一任とさせていただきます。

決議案の説明

○副委員長（佐藤芳民） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、決議提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

それでは、請願第1号の決議案について事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第1号の決議案についてご説明いたします。

お手元に配布してございます株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える決議案をごらんいただきたいと思います。

決議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一君、決議案朗読により説明する）

○副委員長（佐藤芳民） 事務局長の説明は終わりました。

それでは、協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 請願に付いていた決議案というのを前に配られていて、その中身についてこれと同じなので、私もいろいろ今まで考えてきたんですけども、今回配られたもの下から9行目から5行目までの過去の海上町であったことと、それから資金の問題というのは、こういう議決にのせるべきなのかなということはずっと考えてきたんですけども、どうしてもこういう過去の事実を言わないと、この決議が重みを持たないということであれば、それは必要だと思うんですけども、そのことだけ今まで気になっていたの、皆さん方で議論していただきたいなとは思っております。全くの個人的な意見です。

○副委員長（佐藤芳民） 松木委員が個人的とは言いながら、案に対して意見が出ていますようにですけども、皆さん、どうでしょうか。

江波戸委員。

○委員（江波戸邦夫） 文章ですからいろいろなスタイルがあると思うんですが、ここで言っていることは、エコテックというのは、いろいろな、最初は仲葉土地開発という会社を恐らく買収してきたんだと思うんですよ。

そういう経過の中で、今は工事をやっておりますから、非常に紳士的でやっておりますけれども、当初は本当にごろつきの団体と同じような団体だったんです。ですけども、やはりアピールする意味でのインパクトというものは、こういう会社の体質であるということと同時に、この会社そのものが今まで何ら仕事をやってきていない会社ですから、このためにできた会社ですから、資金繰りがつかないという会社の体質と財政状況といいますか、そういうものを表に出すということは、やはりなるほどこんな会社なのかなと。反対の本論とはちょっと横道へそれると思うんですけども、会社を前面に出す意味で、恐らくこういう表現を使ったんじゃないかなという気がしますので、私はあえて表に出す意味からすれば、かえって彼らの恥部を表に出すということはいいことじゃないかなと思います。

以上です。

○副委員長（佐藤芳民） ほかにございませんか。

（発言する人あり）

○副委員長（佐藤芳民） 意見はあるようですが、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長(佐藤芳民) 特にないようですので、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える決議は、ただいまご協議のとおりとしたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長(佐藤芳民) 異議ないようでございますので、本決議につきましては、ただいま協議のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいま協議いただきました決議の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者について協議をお願いしたいと思います。

それでは、発議案の株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える決議案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。ご意見がございましたらお願いいたします。

(「提案者全員」という声あり)

○副委員長(佐藤芳民) 全員という意見が出ていますが。

(発言する人あり)

○副委員長(佐藤芳民) それでは、ただいま蔵佐原委員のご意見のとおり、提出者は私で、賛成者は全員とするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長(佐藤芳民) 異議ないようでございますので、提出者は私佐藤芳民と賛成者は委員全員とそのように準備を進めたいと思います。

○事務局長(来栖昭一) 大変申し訳ございません。例の決議案をもう一度ごらんいただきたいと思います。

この中で、下から5行目、「よって、本議会は改めて」と書いてございますね。これが本議会は旧海上町議会の産廃反省を踏まえて直してもらいたいという意見がございました。

すみません、漏らしておりましたので、そこをもう一度協議いただきたいと思いますが。

○副委員長(佐藤芳民) 今、事務局から補足説明がございましたけれども……

(発言する人あり)

○副委員長(佐藤芳民) しばらく休憩します。

署名をお願いします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時02分

○副委員長（佐藤芳民） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

環境課長より先ほどの旧干潟町の件、説明をお願いします。

○環境課長（堀川茂博） 旧干潟町の環境シンフォニックの関係で、実は先週からちょっと動きがありまして、ご報告したいと思います。

炉のメーカーが環境保全株式会社といいまして、先週、炉のメーカーの方からフェンスを取り外してほしいという申し入れがありまして、実際現場の方には炉が入ってしまっていますので、入らない前であれば全く拒否できるんですけども、私どもの方としては早く炉を持って帰っていただきたいということで、フェンスを先週の金曜日に外しまして、建設課の方が担当部署ですので外しまして、それからきのうですけれども、3トン車ぐらいのユニック車を持ってきてまして、小さい部品の方を搬出、どこへ移動しているのかちょっと分かりませんが、炉のメーカーの方が搬出を始めております。

ただ、溶融炉につきましては、鋼鉄と耐熱性の耐火物でできておりますので、見た目よりかなり重さがありますので、炉の方はまだ撤去されておられません。撤収されておられません。

ただ、私ども環境課の方では、きのうからずっと監視を続けておりますので、皆様方には、一歩後退してくれたかなということでご報告したいと思います。

ただ、先ほど松木議員さんからもちょっと話がありましたけれども、私どもとしては、炉が仮に撤収されたとしても、これから先のああいふ、どちらかといいますと、産廃の業者から見ますと、下に産廃も埋まっているし適地ですよ。ほかに用途がないということで、ただ、あそこの場所につきましては搬入路がないという意見があるんですけども、それにしても、あれだけの面積で、手前には産廃が不法投棄されているということで、楽観は全くしませんので、産業廃棄物の撤去の絡みもありますので、監視カメラの方も一気に移動したいというふうに思っております。

あと、訴訟につきましても、今検討しているんですけども、損害賠償訴訟というのは通常の事項と違いまして長期にわたるということを認識しておりますので、異議申し立てに対する訴訟の方は6か月と以前ご説明いたしましたけれども、期限がございまして、

損害賠償訴訟等については、多分長期ということでは30年ぐらいであろうかと思っておりますので、当分楽観はできないというふうに思っております。

それから、産業廃棄物につきましては、海匠事務所の方と搬出業者の方と現在交渉しておりますけれども、原因者の方が産廃を入れるのは簡単なんですけれども、じゃ、適正処理してという話になりますと、数倍、場合によっては何十倍という費用がかかりますので、全くそういう弁済の負担ができない方だということで、神奈川県の方になりますけれども、搬出者の一部は見つかっておりますので、それらと交渉しております。

ただ、どうもわけのわからない人が出入りしているものですから監視カメラは必要であるということで、監視カメラをつけますと、私ども環境課の方に、タイムラグで車が通れば映像が送られてくるということになりますので、多分抑止力についてはかなり効果があるのではないかとということで進めております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副委員長（佐藤芳民） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時08分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 木 内 欽 市

副委員長 佐 藤 芳 民